

定期的に取得する情報等の運用方法

- 今後、小売分野及び卸分野の電力取引の監視を行うに当たって、電力取引監視等委員会にて定期的に取り得る情報等とその運用方法に係る全体像は次のとおり。
- 月次で取得する情報については翌月にその内容を委員会で共有し、四半期ごとに取得する情報については四半期ごとに委員会で共有する。また、緊急で対応が必要な事案については、随時共有する。
- 不正等の疑いが見られる取引を検知した場合は、不正等の有無や事実関係を解明し、必要に応じてしかるべき対応をとる。

委員会に共有される
内容とアクション

緊急で対応が必
要な事案

月次報告

- 競争状況の把握
- 不正取引の監視

モニタリングレポート

自主的取組の実施状況等、今後の制度等を検討するための材料

月次

- 小売電気事業者の
販売量
- JEPXの取引状況
- インバランス係数
- インバランス発生状況
等*

情報取得

不正等の疑いが見られる取引を
検知した場合の対応例

日々/月次/四半期で取得する情報を基にモニタリングを実施。不正等の疑いの可能性がある情報を発見した場合は委員会にて対応を検討。
→不正等の疑いの可能性がある情報の把握

事業者からの情報提供（報告徴収含む）やヒアリングを実施し、不正等の有無や事実関係を解明。
→事業者からの情報提供/ヒアリングによる調査

不正取引の場合は業務改善勧告（更には大臣勧告）。軽微な内容であれば指導。
→不正等があった場合は勧告/指導

四半期

- 一般電気事業者の
入札状況/先渡市場の
活用状況
- 電源開発/公営電気
事業者の電源切り出し
状況
等*

情報取得

※定期報告徴収等で取得する情報